

令和5年9月

お客様各位

飛驒信用組合
登録番号：T2200005009700

当組合のインボイス制度への対応について

平素は当組合をご利用いただき誠に有難うございます。

さて令和5年10月1日より消費税の適格請求書等保存方式（いわゆるインボイス制度）が開始されます。これを受けて当組合は適格請求書発行事業者として登録を受けておりますので、お客様からお支払いいただいた各種手数料の消費税につきましては、当組合が発行する適格請求書（以下「インボイス」といいます。）に基づいて仕入税額控除を受けることができます。

当組合のインボイス発行は以下の通りとなりますので、ご案内致します。

1. 窓口でお支払いいただく各種手数料（振込手数料、代金取立手数料、手形・小切手発行手数料、両替手数料、融資関係手数料、再発行手数料など）
▶現在発行しています手数料領収書をインボイスの要件を満たした書式に改訂します。
2. 法人インターネットバンキングの利用料金及び振込手数料、夜間金庫・貸金庫の利用料金、両替機カードの利用料金、定額自動送金振込手数料
▶インボイス明細を作成し、発行致します。最寄りの当組合窓口でご依頼ください。
3. 口座振替手数料
▶口座振替結果ご返却時に、インボイス要件を満たした手数料領収書を発行致します。
4. さるぼぼコイン加盟店払戻手数料・送金手数料
▶現在発行しています加盟店管理画面の払戻手数料計算書並びに送金手数料計算書をインボイスの要件を満たした書式に改訂します。
5. ATM および両替機でのお取引について
▶ATM および両替機での手数料につきましては、インボイスの交付が不要な「3万円未満の自動販売機、自動サービス機における取引」に該当し、お客様が一定の事項を記載した帳簿を保存することで消費税の仕入税額控除を受けることができます。

以上